津山市いじめ問題対策基本方針概要（平成30年11月改定）

国・岡山県	市長	部局	市教育委員会	学校

・いじめ防止対策推進法（H25．6）

地方公共団体は、・・（中略）・・・基本的な方針を定めるよう努めるものとする。（第12条）

・（国）いじめの防止のための基本的な方針決定（H25．10）

・（県）いじめ問題対策基本方針策定（H26．3）
→改定（H30．1）

◇県基本方針内容
1　いじめ問題への対策の方針
2　いじめ問題への対策の内容
①県の実施内容
・連絡協議会設置
・専門委員会設置
・施策
②学校の実施内容
・学校基本方針策定
・対策委員会設置
・取組
③重大事態対処
・調査
・知事による再調査

津山市いじめ問題対策基本方針（平成30年11月改定）

◇策定の目的
いじめ問題への対策について、すべての市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体でいじめの未然防止及び解決を図るため、市全体で子どもの健全育成を推進し、いじめのない社会の実現を目指す。

◇津山市基本方針内容
第1章　いじめ問題への対策のための基本的な考え方
第2章　いじめ問題への対策のために津山市が実施する内容
1　津山市いじめ問題対策連絡協議会設置
2　津山市いじめ問題専門委員会設置
3　教育委員会が実施すべき取組
（1）いじめの未然防止に関すること
（2）いじめの早期発見に関すること
（3）いじめの対処に関すること
（4）その他
第3章　いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容
第4章　重大事態への対処
1　重大事態の発生と調査
2　調査結果を受けた市長による再調査・措置

■市教育委員会から重大事態の報告を受け、必要と認める場合

津山市いじめの重大事態に係る再調査委員会設置（再調査）

議会報告

学校いじめ問題対策基本方針

◇学校基本方針内容
1　学校いじめ問題対策委員会設置
2　めざす子ども像
3　いじめ問題対策の基本的な考え方
4　保護者・地域との連携
5　関係機関等との連携
6　学校が実施する内容
①いじめの未然防止
②早期発見
③いじめへの対処

「重大事態」
①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安）